



平成 22 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン リ ッ
代 表 者 の 代 表 取 締 役 三 浦 康 英
役 職 氏 名 社 長 執 行 役 員
(コード番号：9366 東証一部)
問 合 せ 先 取 締 役 西 村 哲
常 務 執 行 役 員
電 話 番 号 0 3 - 3 4 7 1 - 0 0 1 1 (代 表)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおり、改訂後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念に基づき、コンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図ってまいります。

取締役は、「取締役会規則」その他関連規程に基づき、適法かつ適正に取締役会における報告及び決議を行い、監査役は、会計監査人とも連携をとりながら、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監査します。また、社外監査役は、その独立的な立場から、取締役の職務の執行状況を監督します。

また、「コンプライアンス（法令遵守）規程」を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンス上の問題点を発見した場合に相談・通報を行うことができる体制を確保しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規則」及び「文書取扱規程」に基づき、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要情報を保存・管理しております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 当グループは、企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止、及び、万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立を目的として、「リスク管理規程」を制定しており、リスク管理委員会を設置してリスク管理体制の整備に努めております。

(2) 不測の事態が生じた場合には、社長執行役員が統轄する対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応策を講じます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて随時臨時取締役会を開催します。取締役会は重要事項の決定並びに取締役及び使用人の業務執行状況の監督等を行います。
- (2) 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にするため執行役員を選任し、執行役員は取締役会に業務執行報告書を提出しております。また、執行役員、部門長で構成する部門長会議を原則月2回開催し、取締役会にかかる案件の確認及び意思決定事項の指示徹底と業務執行状況の報告、確認を行っております。
- (3) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中・長期の経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門において目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当グループに適用する「コンプライアンス（法令遵守）規程」を制定し、内部通報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めております。「内部監査規程」に基づき、社長執行役員直轄の内部監査部門が業務・会計監査を通じ、社内各部署及び関係会社の業務が法令及び定款、社内諸規程に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査しております。

6. 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社の代表取締役は、当該グループ会社のコンプライアンスを管理いたします。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、当社は関係会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。
- (3) 当社内部監査部門は当グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行ない、必要に応じ助言、改善提案等を行っております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社使用人から、監査役の職務を補佐する者を任命します。

8. 前記7. の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 補佐する者の任命及び解任については各監査役の同意を要します。
- (2) 補佐する者は、当グループの業務執行に係る役職を兼務しません。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は監査役に以下を報告します。
 - ① 内部統制に関わる部門の活動
 - ② 重要な会計方針・会計基準及びその変更
 - ③ 業務及び業績見込みの発表の内容・重要開示書類の内容
 - ④ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した時は、その内容
- (2) 監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
- (2) 内部監査部門は監査役と十分な連携を取り、内部監査部門の行う内部監査の結果が監査役に報告され、監査役監査の実効性を高める協力体制を確保しております。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- (1) 当グループに適用する「反社会的勢力排除対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと(排除)を周知徹底し、仮に反社会的勢力との接触があった場合における対処を周知、徹底しております。
- (2) 所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にし、「反社会的勢力排除連絡会」を設置し、グループ内の情報展開を行います。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 社長執行役員は、連結財務諸表を構成する当社、関係会社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的計画及び方針を報告年度単位に作成し、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取り締役に報告しております。
- (2) 内部監査部門は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備および不備の改善状況を含む。）を把握、評価し、それを社長執行役員に報告しております。
- (3) 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査しております。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査しております。

以 上